

法人税関係

車両の盗難に係る 損失の計上時期

1 はじめに

A法人は、決算月である3月において、納車された社有車が盗難に遭ったことから、警察に盗難届を提出し、所定の手続を実施している。この盗難に遭った車両は、加入している自動車保険の契約に係る補償の対象とならないようである。

この状況報告を受け、税理士Bは、当該盗難車両の帳簿価額残高について、盗難損失を計上しようと考えている。しかし、盗難車両は、発見された場合にA法人の所有に戻ることを考えると、帳簿価額残高を損金の額に算入しても問題がないのか、仮に損失計上が認められない場合には車両を事業の用に供することができないことから減価償却の計上も認められないのではないかという懸念を抱いている。

車両の盗難に係る損失の計上時期は、どのように考えるべきか、ご教示いただきたい。

2 損失の額の認識と盗難損失の計上時期について

法人税法第22条第3項第3号に規定する損失の額は、会計上、一般に収益の獲得のための活動に貢献せず、収益と因果関係のない財産上の価値の喪失をいうものとされている。本件の車両の盗難損失は、その典型的なものといえよう。

また、損失は、資産の滅失等があった場合と、事故等により債務が生じた場合とに区分できる。そして、車両の盗難による損失は、事故等による債務確定

に伴い損失を認識するのではなく、資産の滅失等という事実が生じた時点で損失を認識することができるから、盗難による損失の額は、基本的には、盗難があった日の属する事業年度の損金の額に算入することになる。

A法人は、社有車の盗難に際し、警察に盗難届を提出しているとあり、車両の一時抹消登録又は永久抹消登録（いわゆる廃車）手続きを実施していると解される。このような手続上の実態から勘案しても、損金性を否定されるものではないと考える。

なお、損失計上後の事業年度において、盗難車両がA法人に戻ることもあった場合には、その時の価額に相当する金額により、車両の受け入れ処理をすることになる。

3 補償対象となる車両保険に加入していた場合

仮に車両の盗難等に備えて、車両保険に加入していた場合には、車両の盗難により損失が発生すると同時に、保険会社に対する保険金の支払請求権が発生するため、調査期間（通常1カ月程度）を経た後、保険契約の内容等に基づき保険金が支払われ、損失が補填されることになる。

そうすると、適正な期間損益の算定という観点からは、企業会計上の費用収益対応の原則に準じて、盗難損失と保険金との間に対応関係を求めることが、法人税法第22条第4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」によった処理

ということになる。

したがって、盗難車両に係る自動車保険において、車両保険に加入している場合には、盗難損失は、損失額を補てんする保険金の額が確定するまでの間、帳簿価額残高を保険未決算勘定に振り替えておき、その保険金の額が確定した日の属する事業年度において保険差損益を計上することになる。

また、保険加入者が保険金を受け取った後、盗難車両が発見された場合には、通常保険会社が所有権を有することになるが、保険金を返還することにより所有権を戻すことができる契約も存するので、確認しておくべきであろう。

なお、保険契約の内容等に照らして受け取るべき保険金の額が確定しているときは、保険会社から支払われる保険金額の通知等がなくても、その金額が確定した時点において、保険未決算勘定を保険差損益に振り替え、益金の額又は損金の額に算入すべきである。

4 おわりに

本件のように保険請求権がない場合において、盗難による損失の額は、盗難があった日の属する事業年度の損金の額に算入することになると考えられる（平成15年2月6日裁決・裁決事例集 No.65-366頁参考）。

〔 右山研究グループ
税理士 苺米 裕 〕